

「魂」の系譜学
『監獄の誕生』と「隷属化」の権力

慎改康之

『法の他者』（御茶ノ水書房、2004年）に所収

これは MicrosoftWord によって作成した原稿を pdf 形式に変換したものです。

『法の他者』に収録されているテキストと若干異なる部分があります。

「魂」の系譜学
『監獄の誕生』と「隷属化」の権力

慎改康之

「身体」が問題である ミシェル・フーコーの『監獄の誕生』について語るとき、人々はまず、決まってこの言葉を口にする。実際、一九七五年に著されたこの書物は、西欧における処罰制度を「身体についての一のエコノミー」のなかに位置づけ直しつつ、その歴史的変容を分析している。すなわち、身体に直接苦痛を与える刑罰から監獄への閉じ込めへという処罰制度の変化が、人間の身体にはたらきかける新たな権力技術の登場との関連において分析されているということである。「我々の社会において、刑罰システムは一種の身体の「政治解剖学」のなかに位置づけ直されなければならない」。かつて行われていた「残虐な」身体刑にせよ、監禁および矯正という新たに現れた「穏健な」手段にせよ、処罰においては「常に身体が問題である」というわけだ¹。もちろん、ここで語られている「身体」がどのようなものであるかについて詳細な検討が必要であることは言うまでもない。しかし少なくとも、『監獄の誕生』が、その考察のなかで身体という形象に特権的な価値を与えているということ、そしてこの形象をめぐる分析にその大部分を費やしているということについては、異論の余地はないだろう。

しかし、身体というテーマは確かに特権的なものではあるが、排他的なものであるというわけではない。実際、第一部第一章に記された次の一節には、この書物の企図が次のように述べられている。

この書物の目標は以下のとおりである。近代の魂と新たな裁判権力との相関的な歴史。処罰権力がその支えを獲得し、その正当化と規則とを受け取り、その効果を広げ、その法外な特異性を覆い隠す、そうした場としての、現在の科学的かつ司法的な複合体についての系譜学²。

ここに掲げられた「目標」には、身体に関する言及はなく、目指されているのはむしろ、「魂」*âme* をめぐる歴史的考察である。そうすると、こうした「目標」と、身体の「政治解剖学」についての分析、すなわち、「人間の身体を攻囲しそれを知の対象としつつ隷属化

¹ Michel Foucault, *Surveiller et punir*, Paris, Gallimard, 1975, p.30.[『監獄の誕生』、田村俣訳、新潮社、一九七七年、二九頁]

² *Ibid.*, p.27. [二七頁]

させるような権力と知の諸関係にとって、武器、中継点、交流手段、拠り所として役立つような物質的諸要素や諸技術の総体」³に関する分析とのあいだには、どのような関係を見出すことができるだろうか。

身体刑から監獄へという西欧における処罰形式の変化を一言で言い表したのものとして、『監獄の誕生』は、懲罰は身体よりもむしろ魂に加えられるべし、というマブリーの言葉を挙げる⁴。この言葉を、単なる理論上の原則としてではなく、刑罰制度のなかに実際にいくつかの具体的な帰結をもたらしたものとみなしつつ、フーコーは、「近代の魂と新たな裁判権力との相関的な歴史」をこの書物の目標として掲げる。そして、この目標を達成するためにその「出発点」として持ち出されるのが、まさしく、身体に関する分析である。「処罰方法の変貌を、権力の諸関係と対象の諸関連とに共通の一つの歴史がそこに読み取られるような、身体に関する一つの政治的テクノロジーから出発して研究しようと試みること⁵。」すなわち、問題は、「懲罰の適用地点の変更」を、身体の歴史を基礎にして考察することであり、したがってそうした考察が目指すのは、あくまでも、近代的な処罰の新たな対象としての「魂」なのだ。身体をめぐる分析は、このように、「魂」をめぐる歴史的探求という目標に対する手段として現れる。要するに、この著作の任務として提示されているのは、何よりもまず、「魂」の系譜学なのである⁶。

したがってここでは、「魂」に関する記述に注目しつつ『監獄の誕生』を読み直す、という作業を試みてみたい。これはもちろん、身体の問題を中心に据えた分析がこの著作を扱うために非本質的なやり方であると考えからではない。そうではなくて、「身体の政治的テクノロジー」についての研究という側面に関してはすでに多くのことが語られてきたのに対し、「魂」の系譜学という側面に関しては、いまだ不十分な検討しかなされてこなかったように思われるからだ⁷。そして、この視点からテキストを精査することによって、この一九七五年の書物およびフーコーの権力分析一般の明確な射程を標定することができるだろうし、さらには、そうした分析をフーコーの研究活動全体のなかに位置づけることもできるだろうと思われるのである。

以下、次のような順序にしたがって考察を進めていくことにしよう。まず、「魂」をめぐる提起されうる問題を練り上げること。次に、そうした問題を、「非行者」に関する記述に注目しつつ検討すること。そして最後に、「魂」についての分析をもとに、『監獄の誕生』とフーコーの他の著作との関連を明確に示すこと。

³ *Ibid.*, p.33. [三二頁]

⁴ *Ibid.*, p.22. [二一頁]

⁵ *Ibid.*, p.28. [二八頁]

⁶ *Ibid.*, p.34. [三三頁]

⁷ フーコーによる「魂」についての記述をめぐる興味深い考察を提示しているジュディス・バトラーも、『監獄の誕生』のテキストそのものにおいてそれがどのような機能を果たしているかということについては検討していない。Judith Butler, *Bodies That Matter*, New York & London, Routledge, 1993, pp. 32-36.

1 身体 of 監獄

フーコーによる「魂」への言及の出発点にあるのは、すでに触れておいたとおり、懲罰は身体よりもむしろ魂に加えられるべし、というマブリーの原則である。この原則の帰結としてまず想起されるのは、刑罰の残虐さが緩和され、受刑者に与えられる苦痛が軽減された、という周知の歴史的事実であろう。しかし『監獄の誕生』は、こうした処罰の目標の変更を、刑罰制度の単なる穏健化とは異なる次のような三つの帰結と関連づけようとする。まず、裁判において、犯罪者の行為以外のものが裁かれるようになるということ。たとえば、「情状酌量」という措置が含意しているのは、行為そのものによってではなく、違法行為を犯した者がどのような人物であるかということによって、判決そのものが決定される可能性である。つまり、行為そのものばかりでなく、その行為を犯した者の情念、その本能、その生活、その遺伝的影響など、行為の背後にあって行為を説明するとされるものが裁かれるようになるということだ。次に、裁判官が裁判以外のことを行うようになるということ。すなわち、犯罪の事実を立証し、誰が犯人かを特定し、その犯人に対して法の定める懲罰を適用するという、中世以来の裁判の役割に加えて、犯罪がなぜ起こったかを解明し、犯罪者がどのような人物であることを説明し、その犯罪者をどのようにして矯正すればよいかを決定するという、新たな任務が現れるということである。そして最後に、裁判官以外の者が裁判を行うようになるということ。精神鑑定医は、責任能力の判定という本来の任務に加え、被疑者が危険であるか、処罰可能であるか、矯正可能であるかという問いに答えることによって、処罰の決定に参加する。また、行刑施設の官吏は、裁判官の決定した処罰を途中で変更する権利を持つ。要するに、裁く権力の一部が、裁判所とは別の審級に委ねられるようになるということである⁸。フーコーによれば、以上のような具体的な帰結をもたらしたのが、身体から「魂」への処罰の目標の変更であり、さらに言えば、そのように新たに目標として定められるものとしての「魂」の「産出」であるという。このことに関して述べられた極めて重要な箇所全体を、以下に引用することにしよう。

王の側において、権力の追加分が王の身体 of 二重化を引き起こすとすれば、受刑者の服従せる身体に対して行使される過剰な権力は、別のタイプの二重化を引き起こしたのではなかろうか。すなわち、非身体的なものの二重化、マブリーの言うところの「魂」 of 二重化を。そうなると、処罰権力 of この「ミクロ物理学」 of 歴史は、近代 of 「魂」 of 系譜学、もしくは、そうした系譜学 of 一部分であるということにもなる。この魂 of なかに、一つのイデオロギー of 名残が再活性化された姿を見るよりもむしろ、身体に対する権力 of ある種のテクノロジー of 現在における相関物を認めることになる。魂は一つの錯覚である、とか、イデオロギー of 効果である、とか言うてはならないことになる。そうではなくて、魂は存在し、実在性を持つ、と言わなければなら

⁸ *Ibid.*, pp.22-27. [二一 二六頁]

ないし、魂は常に、処罰される人々より一般的に言うなら、監視され、訓育され、矯正される人々、狂人や子供や学童や植民地の被支配者といった、一つの生産機構に固定され、一生にわたって管理される人々に対して行使される一つの権力が機能することによって、身体の周囲、その表面、その内部に産出される、と言わなければならないことになろう。魂には歴史的な実在性があるということ。この魂は、キリスト教神学によって表象された魂とは異なり、罪深く罰せられるべきものとして生まれるのではなく、むしろ、処罰や監視や懲罰や拘束から生まれる。この実在的で非身体的な魂は、実体では全くない。それは、あるタイプの権力の諸効果と一つの知への準拠とがそこで接続する境位であり、それによって権力の諸関係が何らかの知をもたらし、知が権力の諸効果を再び導き強化するような、歯車装置である。こうした実在としての準拠の上に、多様な概念が打ち立てられ、諸々の分析領域が切り取られた。それがすなわち、プシケ、主体性、人格、意識などといったものである。この実在としての準拠の上に科学技術と科学的言説が築き上げられ、この実在としての準拠から出発してヒューマニズムの道徳的要求が価値づけられたのである。しかし、誤ってはならない。だからといって、神学者たちの錯覚としての魂に代わって、実在的人間が、知の対象、哲学的反省の対象、ないし技術的介入の対象としてもたらされたのではない。人が我々にそれについて語るどころの人間、人がその解放を促すものとしての人間は、それ自身がすでに、自らよりもいっそう深層における隷属化の効果である。一つの「魂」が人間に住み着き、人間を存在へともたすわけだが、その魂はそれ自身、権力が身体に行使する支配のなかの一つの部品なのである。魂、それは、一つの政治解剖学の効果であると同時に道具である。魂、それは、身体の監獄なのだ⁹。

王の身体の二重性についてのカントロヴィッツの分析を引き合いに出しつつ、フーコーは、受刑者における魂の二重性を語る。王が、その生身の肉体の他に、「時を貫いてそのままにとどまり、その王国の物質的なしかし触れることのできぬ支えとして保持される」ようなものとしての身体も持つ¹⁰、とするなら、処罰される者については、そうしたもう一つの身体ではなく、もう一つの「魂」を語ることができるのではあるまいか。つまり、処罰権力が受刑者の身体に行使されることによって「産出」されたものとしての「魂」がそこには見出されるのではあるまいか、と。こうして、処罰権力の「ミクロ物理学」に関する歴史的研究の役割が、明確に示されることになる。すなわち、権力を個々の身体にはたらく力関係の総体としてとらえつつ処罰権力の変化を分析しようという試みが、「魂」についての系譜学的一部分として価値づけられることになるのである。「魂」をめぐる以上のような記述から出発しつつ、我々がここで考察すべき問題を、以下の三つの問いのかたちで提出することができるだろう。

⁹ *Ibid.*, p.34. [三三頁]

¹⁰ *Ibid.*, p.33. [三二頁]

まず、ここで語られている「魂」とはいったいいかなるものであるかということについて。単なる「錯覚」でもなければ「イデオロギー的效果」でもなく、「身体に対する権力のある種のテクノロジーの現実的相関物」であり、「歴史的事実性」を持つようなものとしての「魂」を、いったいどのようなものとして考えればよいのだろうか。

次に、そうした「魂」の「産出」について。「魂」が「身体の周囲、その表面、その内部に産出される」ということ、そしてそれが「処罰や監視や拘束から生まれる」ということを、どのように理解すればよいだろうか。

第三に、「魂」が「身体の監獄」であるということについて。ここで語られる「魂」が、「政治解剖学の効果」であるとするなら、この表現を、単にプラトン以来の伝統を転倒させたものにすぎぬと考えてはなるまい。すなわち、人間の身体を攻囲する権力によって「産出」されたとされる「魂」が、それ自身、「権力が身体に行使する支配のなかの一つの部品」である、とはいったいどういうことであろうか、と問う必要があるということだ。

「魂」とは何か。「魂」の「産出」とは何か。「身体の監獄」とは何か。しかし、これらの問いをめぐる考察は、ただちに困難に直面する。というのも、第一部第一章の末尾において「魂」の系譜学的研究の必要性を語った後、『監獄の誕生』は、身体をめぐる考察に一気に没入してしまうように見えるからだ。すなわち、身体刑から監獄への閉じ込めへという処罰形式の変化に関する考察は、以後、身体に及ぼされる権力のメカニズムの歴史の変容の分析として進められていくのである。「魂」に関する言及は、「監獄」と題された第四部においてようやく、しかも少なからず控えめなやり方で再び現れるにすぎない。とはいえ、こうした遅ればせの再登場とその控えめさは、問題の重要さを損なうものでは決してない。というのも、ここで「魂」は、「非行者」の問題と関連づけられて再び語られるわけであるが、この「非行者」とはまさしく、監獄において「産出」され、行刑技術の「相関物」としてとらえられたものであるからだ。したがって、まずは、この「非行者」*délinquant* および「非行性」*délinquance* についての記述を詳細に検討していくことにしよう。

2 非行者

「行刑機構の相関物」としての「非行者」と「魂」との関係について言及しているのは、以下の一節である。

刑事司法の相関物は、確かに、法律違反者であろう。しかし、行刑機構の相関物は、それとは別の者である。すなわちそれは、個人史の単位、「危険性」の核、一つのタイプの異常性の代表としての、非行者なのだ。そしてもし、法によって規定された自由の剥奪のための拘禁に、監獄が、行刑的なものという「追加分」を付け加えたというのが本当であるとしたら、今度はこの「追加分」によって、余分な人物が導入され、

法律によって有罪とされる者とその法律を執行する者とのあいだに滑り込まれることになった。身体刑を受ける者の、烙印を押され、切り刻まれ、焼かれ、無に帰せられた身体が消え去ってしまった、その場所に、監獄に閉じ込められた者の身体が、「非行者」の個人性によって、犯罪者のささやかな魂によって裏打ちされて出現したのだ。処罰権力の適用地点として、そして今日なお行刑学と呼ばれるものの対象として懲罰機構そのものが作り出した個人性や魂によって裏打ちされて。監獄が非行者を作り出す、と言われる。確かに、監獄がほとんど不可避免的にそこに収容された者を法廷に連れ戻すというのは事実である。しかし監獄は、もう一つ別の意味においても非行者を作り出す。すなわち、監獄は、法律と法律違反、裁判官と法律違反者、受刑者と死刑執行人とのあいだの相互作用のなかに、それらを互いに結びつけそれらすべてを一世紀半のあいだ同じ畏にかけている非行性という非身体的な実在を導入した、という意味においても、非行者を作り出すのである¹¹。

フーコーによれば、十八世紀末から十九世紀初めの西欧において監獄が処罰のための「自明な」手段として急速に広がったのは、監獄が、「社会の機能そのものと極めて強く、深層において結びついて現れた」からである。すなわち、従順で有用な個人をつくり上げるために個人の身体にはたらきかけるといふ、フーコーが「規律権力」と呼ぶ権力の形式が当時の社会全体にすでに広がっていたからこそ、監獄は、そのような「個人の変容」のためのテクノロジーの一つとして、容易に受け入れられることができたということだ。監獄は、「少々厳格な兵営、寛容さに欠ける学校、陰鬱な職場」として、社会に定着したのである¹²。確かに法は、監獄を、「自由の剥奪」の場として定める。しかし、監獄を特権的な処罰形式として受け入れられうるものとしたのは、そうした第一の役割に対する「追加分」としての、矯正の役割の方である。そしてこの第二の役割によって生み出されることになるのが、「行刑機構の相関物」、「余分な人物」としての、「非行者」なのだ。

それでは、この「非行者」とはいったいどのようなのか。また、監獄が「非行者」を「作り出す」というのはどういうことであるのか。そして「非行者」はどのような意味において行刑の「相関物」であるのか。

「非行者」についてまず理解すべきは、それが、単に法律に違反する行為を犯した者のことではない、ということである。確かに、監獄がしばしば犯罪を再生産するというのは事実であろうが、しかし、ここで言われる「非行者」とは、そのように実際に再犯に身を委ねる者のことではない。「非行者」を規定するのは、その行為ではない。すなわち、一人の個人を「非行者」として規定するとき問題となるのは、その個人がどのような違法行

¹¹ *Ibid.*, p.258. [二五一 二五二頁] なお、『ミシェル・フーコー思考集成』には、もっぱら「非行者」について語られた短いテキストが収録されている。「Points de vue」 in Michel Foucault, *Dits et écrits t.4*, Paris, Gallimard, 1994, pp.93-94. [「視点」、久保田淳訳、『ミシェル・フーコー思考集成』、筑摩書房、二〇〇〇年、一一九 一二〇]

¹² *Ibid.*, pp.233-235. [二三一 二三三頁]

為を犯したかということではなく、彼がどのような生を送ってきたか、彼がどのような本能や衝動を持っているか、などということである。「行刑機構は、確かに司法から、有罪判決を下された者を受け取る。しかし、行刑機構が差し向けられるべきは、もちろん法律違反ではないし、正確には法律違反者ですらなく、それらとはやや異なる対象、少なくとも最初は判決のなかで考慮されていなかったような諸々の変数によって規定された対象である¹³。」それでは、そのような「諸々の変数」による「非行者」の規定が目指しているのは、いったいどのようなことであろうか。それは、いわば、「犯罪者とその犯罪との類縁関係」を打ち立てることである。つまり、犯罪を、犯罪者に備わるとされるさまざまな要素から出発して説明しようとするのであり、場合によっては、「犯罪以前に、また極限においては犯罪の外に、「犯罪者」を存在させること」なのだ¹⁴。ところで、「非行者」に関するこのような言明と正確に呼応するものとして、とりわけ、『性の歴史』の第一巻『知への意志』における「倒錯性」の分析がある。『監獄の誕生』の翌年に公刊されたこの著作が示すのは、性の規範に適わぬ快楽を味わう個人が「倒錯者」として規定されるようになる、そのプロセスである。十九世紀以来現れるものとしての「倒錯者」とは、性的に逸脱した行為を犯した者のことではなく、「特異な一つの自然本性」としての「倒錯性」を自らのうちに持つ者のことである。すなわち、ある特定の行為に実際に身を委ねた者ではなく、しかしかの「倒錯的」行為へと必然的に導く欲望ないしセクシュアリティを「本性において」所有するとみなされた者こそが、「倒錯者」と呼ばれるのだ¹⁵。行為そのものではなく、ある行為を引き起こしたとされる「倒錯性」、「非行性」、「異常性」などが問題となるということ¹⁶。要するに、『監獄の誕生』において語られる「非行者」とは、規範から逸脱した非行という行為に関する説明原理としての「非行性」ないし「魂」を、自らに固有のものとして保持する者のことなのである。

次に、以上のようなものとしての「非行者」および「非行性」が、監獄によって作り出される、ということについて。すでに触れたとおり、フーコーによれば、監獄における権力のテクノロジーは、「個人の変容」をその補足的であると同時に本質的でもあるような役割としているという。そうだとすれば、監獄は、ただ単に、裁判官によって裁定された処罰を適用するばかりでなく、個人を作り変えるために必要な操作を行う必要がある。そしてそうした操作のために必要とされるのが、個人に関する知の採取である。「監獄は、恒常的に、被拘禁者から、一つの知を採取しなければならない。この知が、刑法上の措置を行刑上の操作に変えることを可能にし、法律違反によって必要とされる刑罰を、非拘禁者の

¹³ *Ibid.*, p.255. [二四八頁]

¹⁴ *Ibid.*, pp.255-256. [二四九 二五〇頁]

¹⁵ Michel Foucault, *La volonté de savoir*, Paris, Gallimard, 1976, p.59. [『知への意志』、渡辺守章訳、新潮社、一九八六年、五五 五六頁]

¹⁶ 『異常者たち』と題された一九七四 一九七五年度コレージュ・ド・フランス講義において問題となっているのもやはり、自らに固有の「異常性」を備えたものとしての「異常者」が、西欧においてどのようにして出現することになったのか、ということである。Michel Foucault, *Les anormaux*, Paris, Gallimard, 1999, pp.75-85. [『ミシェル・フーコー講義集成5 異常者たち』、慎改康之訳、筑摩書房、二〇〇二年]

変容という社会にとって有用な措置とするのだ¹⁷。」ところで、法律上の決定を矯正の手段へと置換するために要請されるこうした知の形成のなかで、対象のレベルにおいてもやはり一つの置換が起こることになる。以後、個人を正常化ないし規範化するために必要となるのは、その個人が実際に違法行為を犯した当の人物であるかどうかを知ることではもはやなく、その個人の矯正すべき部分を明らかにすることであり、その部分と行為との「類縁関係」を明らかにすることである。すなわち、裁判によって有罪判決を下された者にかわって、「非行性」という「非身体的」実在を保有する者としての「非行者」が、知の特権的な対象として措定されるようになるということだ¹⁸。一つの知の対象が、絶えざる監視や綿密な記録もしくは科学的合理性の発展などによって「発見」されるのではなく、個人の変容を目指す権力の要請によっていわば「発明」されるということ。監獄が「非行者」を産出する、とは、このように、一つの権力のテクノロジーが、「自らの手段が適用される対象を形成し切り取る」ということ、そしてその対象を一つの「客観的存在」として機能させることなのだ¹⁹。

最後に、「非行者」が行刑機構の「相関物」であるということについて。もちろんこれはまず、一方において、「非行者」が行刑機構においてはたらく権力の産物である、ということの意味している。しかし、他方においてそれは、「非行者」がそうした権力の行使に役立つ道具として機能する、ということでもある。なるほど、「個人の変容」という目的そのものに関して言えば、監獄は常に「失敗」を運命づけられているようにも見える。監獄は結局、犯罪率を減少させることもできなければ、再犯を防止することもできず、要するに、犯罪者を更生させることなどほとんどできないようにも思われる。しかし、フーコーによれば、監獄および懲罰一般は、実は、「法律を侵犯しようとしている者たちを従順にすることを目指しているのではさほどなく、むしろ、法律の侵犯を隷属化の一般的戦術のなかに配備しようとしている」。すなわち、懲罰機構にとって固有の目標とは、個人を実際に変容させそれによって違法行為を消滅させることよりもむしろ、「違法行為を管理し、寛容の限界を素描し、ある人々にはある程度の自由を与える一方で他の人々には圧力をかけ、一部の人々を排除する一方で他の人々を有用なものとし、ある者たちを無力化する一方で他の者たちからは利益を引き出す」ことである、というわけだ²⁰。そしてそのために役立つのが、まさしく、「非行者」をめぐる知の形成である。つまり、誰を排除し誰を自由にすればよいか、誰が有用で誰が無用であるか、誰が無害で誰が危険であるかを決定するために、ある一人の人物がその本性においていったいどのような者であるかを知ること、一人の個人をその真理へとつなぎとめることが、極めて重要な問題になるということだ。確かに、「個人の変容」という観点から見たとき、監獄は「失敗」している。しかし、それにもかかわらず監獄が依然として廃止されることもなく存続しているのは、「非行者」および「非行性」

¹⁷ *Surveiller et punir*, p.254. [二四八頁]

¹⁸ *Ibid.*, p.255. [二四八頁]

¹⁹ *Ibid.*, p.259. [二五二頁]

²⁰ *Ibid.*, p.277. [二七〇 二七一頁]

の産出が、監獄のこの上ない「成功」を表しているからに他ならない。違法行為とそれを犯す人々を包囲し、種別化し、管理し、利用し、排除することを可能にするものとして、「非行者」という対象とその真理は、行刑制度が作動するための特権的な歯車の役割を担っているのである²¹。

3 魂の系譜学

「非行者」に関する記述をめぐる以上の考察によって、今や、「魂」に関する三つの問いに対する回答が得られるであろう。

まず、「魂」とは何か、という問いに対して。フーコーの言う「魂」とは、ある個人に住み着いて、個人とその行為との絆を、その行為が犯される以前からすでに打ち立てているもののことである。こうして、一人の個人がある行為を犯すのは、その個人がある特定の「魂」を自らに固有のものとして所有しているからであり、この「魂」によってそうした行為を犯すことが余儀なくされているからであるということになる。個人をある行為へと導く原動力のようなものとして、「魂」は、個人とその行為の決定可能性を保証するのである。

ところで、このようなものとしての「魂」が、非行者の非行性、犯罪者の犯罪性、倒錯者の倒錯性などとして現れたとすれば、それは、科学的探求によってそれが「発見」されたからではなく、権力のメカニズムによってそれが要請されたからである。すなわち、個人にはたらきかけて変容させることを目指す権力にとって、その個人がその本性においていったいどのような者であるかを知る必要が生じたということであり、そうした本性としての「魂」を想定する必要が生じたということなのだ。「魂」の「産出」とは、したがって、権力のテクノロジーによって一つの知の対象が形成されるということであり、それが客観的実在として措定されるということなのである。

そして最後に、「身体の監獄」としての「魂」について言えば、これは、権力の効果として産出された「魂」が、同時に、権力の特権的な道具としても機能するということである。つまり、一人の個人に埋め込まれた「魂」と、それによって可能になる個人の真理とによって、権力は、その個人に対して、種別化、管理、矯正、排除などの措置を行いうるようになるということだ。個人の身体およびその行為は、以後、その「魂」に鎖でつなぎとめられる。「隷属化 *assujettissement* の一般的戦術」のなかで、一人の主体 *sujet* が、自らに固有の真理を持つものとして構成され、そのような者として攻囲されるのである。

したがって、「魂」とは確かに、「実体」ではない。というのも、それは、権力の要請にしたがって個人のなかに「ある」と想定されたものにすぎないからだ。しかしだからといってそれは、錯覚でもなければイデオロギー的效果でもなく、一つの「歴史的事実性」を持つ。すなわち、この「魂」は、現実には、知と権力が噛み合うための歯車として機能して

²¹ *Ibid.*, p.282. [二七五頁]

いるということだ。実際、近代の刑罰制度において犯罪者の行為以外のものが裁かれるようになり、裁判官が裁判以外のことを行うようになり、裁判官以外の者たちが裁判を行うようになるという、すでに触れておいた三つの変化が、そのことを例証している。犯罪者の行為ばかりでなくその「魂」が裁かれるようになるということ。裁判において犯罪者がどのような「魂」を持つ人物であるかを示すことが必要になるということ。そして、「魂」の専門家たちが処罰の決定に参加するようになるということ。こうしたことは、まさしく、実際の処罰制度にもたらされた現実的帰結である。権力によって生み出された「魂」は、一人の主体の決定可能性を担うものとして、その権力そのものの作動に大きく寄与しているのである。

ところで、このようなものとしての「魂」に関する歴史的研究の試みを、フーコーは、「魂の系譜学」として規定するわけであるが、すでに示唆しておいたとおり、こうした試みは一九七五年の著作に固有のものではない。『知への意志』は、『監獄の誕生』において提起された問題を引き継ぎつつ、「セクシュアリティ」という概念を創出したものとしての「セクシュアリティの装置」に関する分析を提示する。そこで考察の主題として示されるのは、新たな権力のメカニズムの成立とともに出現するものとしての「セクシュアリティ」が、どのようにして個人の内部に一つの本性として組み込まれ、権力の機能にとってどのように役立つものとなるか、ということである²²。また、コレージュ・ド・フランスにおいて一九七五年の一月から三月にかけて行われた『異常者たち』の講義は、七五年の著作と七六年の著作との連続性を明確なかたちで示してくれる。というのも、この講義において語られているのはまさしく、十九世紀後半に精神医学の権力が確立されるなかで「非行性」の問題と「セクシュアリティ」の問題が「性本能」という概念のもとに統合されていくそのプロセスであるからだ²³。「非行者」、「倒錯者」、「異常者」といった登場人物が、権力関係のなかでどのようにして産出され、その権力にとっての道具としてどのように役立ってきたのかを分析すること。要するに、フーコーにおける権力分析の中心に常に据えられているのは、主体を一つの「魂」に結びつけて構成しつつその真理を奪取するものとしての、「隷属化」の権力なのだ。

「魂」の問題は、したがって、フーコーの権力分析において決定的な重要性を持っている。そしてこうした重要性は、フーコーの研究全体に目を向けてみると、いっそう明らかなかたちで示されることになるだろう。というのも、人間主体が自らの真理に結びつけられるプロセスについての関心は、まさしく、知、権力、主体化というフーコーの研究の三つの軸を貫いて存続する関心であるからだ。

「考古学」と呼ばれる一九六〇年代の一連の研究において、フーコーは、西欧における知の歴史の変容を、さまざまな領域にわたって分析している。そしてそこでとりわけ問題となっているのが、十八世紀末から十九世紀初めにかけて成立したとされる知の「人間学

²² 『知への意志』第四章を参照。

²³ 『異常者たち』一九七五年三月十二日、三月十九日の講義を参照。

的」構造である。現在の我々もいまだそこから完全に抜け出してはいないとされるこの構造を特徴づけるものとして、一九六一年の『狂気の歴史』が挙げているのは、「人間は、与えられていると同時に隠されている一つの真理を、自らに固有に属するものとして保有する」という公準である²⁴。つまり、そこで問題になっているのは、人間主体を決定する一つの真理が「ある」という想定であり、これはまさしく、人間主体とその真理との関係が、知に固有のレベルにおいて扱われているということである。人間主体に真理が課され、それが認識にとっての特権的な対象となってゆく、そのプロセスについての分析を、一九六三年の『臨床医学の誕生』は十八世紀末における近代医学の成立を扱うことによって²⁵、一九六六年の『言葉と物』はより一般的な認識論的布置を考察することによって²⁶、引き継ぐことになるだろう。このように、人間学的構造の歴史的成立過程についての考察を中心に組織されている六〇年代のフーコーの仕事は、「魂」の系譜学において提起される問題を知の軸において展開したものである。逆に言えば、七〇年代に提出される権力分析は、単なる研究の方向転換ではなく、「考古学」の問題を引き継ぎつつそれを新たな観点から再提起することを目指したものに他ならないのである。

そして、主体化という第三の軸においても、その核心に見出されるのはやはり、主体の真理をめぐる問題に対する関心である。というよりもむしろ、八〇年代における第二の軸から第三の軸への移行そのものが、この関心によって動機づけられているとすら言える。というのも、『性の歴史』第一巻に提示された当初の計画においては、セクシュアリティが主体の真理として構成されていくプロセスが、十七世紀以来の権力の「隷属化」*assujettissement* の問題として語られていたのに対し、八年後に公刊される第二巻と第三巻においては、この同じプロセスが、古代ギリシャ・ローマにおける「主体化」*subjectivation* の問題として探求されることになるからだ。すなわち、主体と真理との関係について、権力の軸にとどまっていたのは解明できない領域があるということが明らかになったからこそ、計画を大幅に変更し、時代を遡ることが必要となったのだ²⁷。逆説的なことながら、一つのテーマに忠実であることこそが、フーコーに対し、権力分析の地平から身を解き放つこと、「別の仕方でも思考すること」を要請したのである。

「主体の学」はどのようにして成立したのか。主体の真理は権力の効果であると同時に道具であるものとしてどのように機能してきたのか。主体は自らの真理を自己との関係のなかでどのように打ち立てることになったのか。多様な領域にまたがり、多様な主題をめぐる展開されるフーコーの研究は、このように、主体と真理とが結びつけられる歴史的プロセスに対する関心によって貫かれている。したがって、「魂」をめぐる『監獄の誕生』

²⁴ Michel Foucault, *Histoire de la folie*, p.549. [五五一頁]

²⁵ Michel Foucault, *Naissance de la clinique*, Paris, P.U.F., 1963. [『臨床医学の誕生』、神谷美恵子訳、みすず書房、一九六九年]

²⁶ Michel Foucault, *Les Mots et les Choses*, Paris, 1966. [『言葉と物』、渡辺一民、佐々木明訳、新潮社、一九七四年]

²⁷ Michel Foucault, *L'usage des plaisirs*, Paris, Gallimard, 1984 [『快樂の活用』、新潮社、田村俣訳、一九八六年] 序文を参照。

の分析は、こうした恒常的テーマに関する考察の一形態として理解される必要があるだろう。フーコーにおける権力分析は、知の軸を乗り越えたものでもなければ、主体化の軸によって乗り越えられてしまうものでもない。それは、主体とその真理との関係という問題によって導かれた彼の仕事全体のなかで、他に還元不可能な一つの役割を担っているのである。

*

身体ではなく「魂」に焦点を絞りつつ『監獄の誕生』を読み直そうという我々の試みは、以上のように、その分析が何を「目標」としているかということ、そして、それがフーコーの研究全体のなかにどのように位置づけられうるかということをはっきりと明らかにすることになった。主体をその真理につなぎとめる役割を担うものとしての「魂」。権力によって産出され、権力のために役立つものとしての「魂」。こうした「魂」についてその系譜を解明することが、『監獄の誕生』の任務であった。そして、身体を歴史を手がかりにして遂行されるこの任務は、フーコーの全著作を貫いて存続するより一般的な企図のなかに置き直してみるとき、その明確な意味を獲得することになる。すなわち、処罰権力の「ミクロ物理学」の分析をその「一部分」とする「魂」の系譜学は、それ自体、主体と真理との関係という問題に関する大いなる探求の「一部分」をなしているのだ。知、権力、主体化という三つの軸が、「魂」という形象において一つに交わるということ。おそらくこのことを理解して初めて、フーコーにおける「隷属化」の戦術の告発とそれに対する抵抗の呼びかけが、その十全な響きとともに我々の耳に届くことにもなるのである。